

東中学校の統合先（案）

東中学校区

新狭山小学校区 ⇒ **中央中学校区**

新狭山小学校に通っていた児童に限り、堀兼中学校への新入学を可能とする特別許可地区の設定は継続する。
東中学校の在校生（統合時に中2または中3）に限り、狭山台中学校への通学も可能とする。

富士見小学校区 ⇒ **狭山台中学校区**

中央中学校への通学も可能とする特別許可地区の設定については、新たに検討する。
統合までの間、現在の特別許可地区（富士見小学校区のうち狭山台中学校への進学も可能な区域）の変更は行わない。

御狩場小学校区 ⇒ **山王中学校区**

東中学校の在校生（統合時に中2または中3）に限り、狭山台中学校への通学も可能とする。